

志布志市税条例等の主な改正内容

1 志布志市税条例

(1) 公示送達関係

公示送達に関する規定の整備

(2) 個人住民税関係

大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）に係る規定の整備

(3) 軽自動車税関係

ア 軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直し

イ 道路交通法の一部改正により運転免許証と個人番号カードの一体化が可能になることに伴う軽自動車税種別割の減免規定の整備

(4) 固定資産税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減免措置の見直し

(5) 市たばこ税関係

加熱式たばこの課税方式の見直し

2 志布志市都市計画税条例

法律改正にあわせた改正

3 志布志市国民健康保険税条例

(1) 課税限度額の引上げ

(2) 減額措置に係る基準額見直し

1 志布志市税条例

(1) 公示送達関係

公示送達に関する規定の整備

公示送達の方法について、これまで、市役所の掲示場に掲示することで行っていた公示送達を、市のホームページに公示事項を表示する措置をとるとともに、市役所の掲示場又は市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことが可能となる。

条文	施行日
第18条	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(2) 個人住民税関係

大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）に係る規定の整備

特定親族（年齢19歳以上23歳未満）について、既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に逡減する仕組みとする。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除の額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※参考

扶養控除については、合計所得金額に係る要件が58万円（現行48万円）に引き上げられる。地方税法の改正で対応されるため、志布志市税条例の改正は不要。なお、特定親族の場合の扶養控除の額は45万円。

条文	施行日
第34条の2 / 第36条の2 / 第36条の3の2 / 第36条の3の3	R8.1.1

1 志布志市税条例

(3) 軽自動車税関係

ア 軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直し

原動機付自転車の車両区分に「0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下のもの」を追加する。

条文	施行日
第82条／第89条第2項	R7.4.1

車両区分	年額
総排気量0.05リットル以下又は定格出力0.6キロワット以下	2,000円
総排気量0.05リットルを超え0.09リットル以下又は定格出力0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下	2,000円
(追加) 総排気量0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下	2,000円
総排気量0.09リットルを超える又は定格出力0.8キロワットを超える	2,400円

イ 道路交通法の一部改正により運転免許証と個人番号カードの一体化が可能になることに伴う軽自動車税種別割の減免規定の整備

志布志市税条例における軽自動車税種別割の減免規定において、運転免許証の提示の定めがあるため、個人番号カードと一体化した運転免許証（マイナ免許証）に対応した改正。

条文	施行日
第90条第2項／第90条第3項	R7.4.1

(4) 固定資産税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の見直し

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置(※)について、申告の手続きに見直しを加えた上、適用期限を2年延長する。

条文	施行日
附則第10条の3第13項	R7.4.1

〈見直し内容〉

マンション管理組合の管理者等から市長に必要な書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるようにする。

〈適用期限の延長〉

当該工事の完了する日の期限を「令和7年3月31日」から「令和9年3月31日」に延長

※ 家屋のみ、工事完了の翌年度分を減額、一戸あたり上限100㎡、減額割合は参酌基準の「1/3」を採用、都市計画税は対象外

(5) 市たばこ税関係

加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの課税方式について、課税の適正化の観点から見直す。

条文	施行日
附則第16条の2の2	R8.4.1

- ① 加熱式たばこの課税標準について、当分の間次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。
 - ア 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ
当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
(注)1本当たりの重量が0.35g未満のものは加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算
 - イ 上記ア以外の加熱式たばこ
当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
(注)1個当たりの重量が4g未満のものは加熱式たばこ1個をもって紙巻たばこ20本に換算
- ② 上記①の改正は2段階で実施
R8.4月から 改正前の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5 / R8.10月から 改正後の換算本数

2 志布志市都市計画税条例

法律改正にあわせた改正

条項の繰上げの反映

条文	施行日
附則第2項／ 附則第3項／ 附則第11項	R7.4.1

3 志布志市国民健康保険税条例

(1) 課税限度額の引上げ

国民健康保険税の課税額のうち、基礎課税額について限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額について限度額を24万円から26万円に引き上げる。

条文	施行日
第2条	R7.4.1

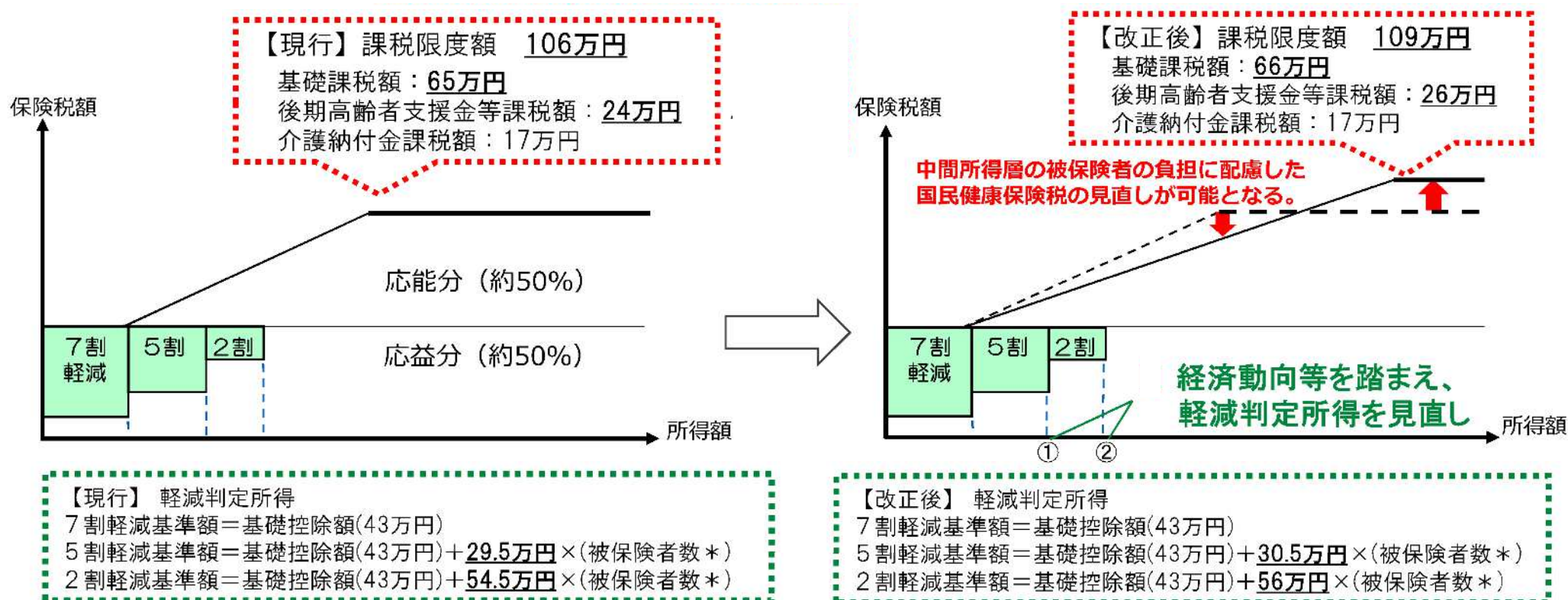
(2) 減額措置に係る基準額見直し

減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直す。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

条文	施行日
第25条	R7.4.1

〈参考〉厚生労働省：令和7年度税制改正の概要（厚生労働省関係）〈令和6年12月〉から抜粋



*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。